

(6) 年少労働者の健康管理

労働基準法では原則として、満15歳に満たない児童を労働者として使用することが禁じられているため、実際には、満15歳～満18歳が年少労働者に該当する。学生である年少者を使用する場合、勉学に悪影響を及ぼさないよう心がけなければならない。

a. 最低年齢

児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで（一般に中学校を卒業した年度末）これを使用してはいけない。

b. 年少者の証明書

使用者は年少者の年齢証明書を事業所に備え付けなければならない。

c. 労働時間及び休日

修学時間を通算して1週間にについて40時間を越えて労働させてはならない。同様に修学時間を通算し1日について7時間を越えて労働させてはならない。

d. 深夜業

満18歳未満の者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満16歳以上の男性についてはこの限りではない。

e. 危険有害業務の就業制限

省令に定める危険又は有害な業務に就かせてはいけない。

f. 坑内労働の禁止。

g. 変形労働時間の適用除外、時間外労働、休日労働の禁止。

